

介護保険サービス事業所 変更届出に係る添付書類一覧

事業所に関する変更

項 目	変更届	付表	運営規程	勤務体制一覧表	資格証明	介護給付費等算定に係る進達書	介護給付費等算定に係る状況一覧表	加算等の各届出書	備考（その他の必要書類）
事業所の名称・住所・電話番号・FAXの変更	◇	◇	△						(事業所の移転が伴う場合) 平面図、写真
事業所の増改築等によるレイアウト変更	◇	◇							平面図、写真
管理者の氏名、生年月日、住所の変更	◇	◇		○※	○※				※管理者自体の変更がない場合は、変更届及び付表のみで可 ※資格証明は、資格が必要な場合のみ提出
資格が必要な人員の変更 (生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、サービス提供責任者 等)	◇	◇		○	○※				※(要件を満たすために経歴が必要となる場合) 経歴書、基準を満たしていることを証明する書類の写し
運営規程	営業日・営業時間の変更	◇	◇	△					
	従業員数・利用定員の変更	◇	◇	△	○				
	サービスの内容・提供方法の変更	◇	◇	△	○				加算の算定の増減がある場合は、加算関連の書類
	利用料金の変更	◇	◇	△					料金表、積算の根拠資料
	通常の事業の実施地域の変更	◇	◇	△					
介護給付費等の請求に関する事項（加算に関する変更）			△		○	○	○		
その他の事項（付表の記載内容に係る変更）	◇	◇							

◇ 紙での申請の際は必要です。電子申請の際は、電子申請届出システムに直接入力してください。

△ 変更箇所が分かるようにしてください。

* 資格要件のある職員の変更の場合は、その証明書類（資格証明書、在職証明書）が必要になります。

* 勤務体制一覧は、変更した月の勤務表です。

* 変更があった場合は、10日以内に、変更届を提出してください。

法人に関する変更

項 目	変更届	登記簿 謄本	誓約書	研修 修了証
申請者（法人）の名称の変更	○	○		
法人の所在地等の変更	○	○		
法人の電話番号・FAX番号の変更	○			
（法人）代表者の変更	○	○	○	※
登記事項証明書・条例等の変更	○	○		

※（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護についての開設者となる者の変更の場合は、「開設者研修修了証（写）」をご提出ください。

* 誓約書とは、「介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しないことを誓約する書面」を指します。

* 変更があった場合は、10日以内に、変更届を提出してください。